

空き家バンク物件を改修した場合の
補助制度もあります!

長野市



中山間地域空き家改修等補助制度

中山間地域における空き家の有効活用及び定住促進を目的に、長野市空き家バンクに登録された中山間地域の物件の改修費用、家財道具等処分費用の一部を補助します。

◇対象となる物件

長野市浅川、小田切、芋井、信里、西条、豊栄、保科、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、及び中条のうち、都市計画法に規定する都市計画区域又は準都市計画区域の区域を除いた各地区で長野市空き家バンクに登録されている物件

◇申請できる方

- 1 市外転入者（1ターン者、20歳以上65歳未満）
- 2 地域おこし協力隊員
- 3 ①あるいは②と売買又は賃貸借契約をした空き家所有者



◇補助内容

- 1 上記の方が申請し、市内事業者が行う空き家改修に係る費用の2/3を補助（補助限度額100万円）
※上記①、②の申請者に中学生以下の扶養する子供がいる場合は1人につき10万円を加算（最大30万円）
- 2 対象物件の居住に支障をきたす既存荷物の整理、運搬に要する費用の10/10を補助（補助限度額10万円）

◇補助の対象となる改修工事

浴室、トイレ、台所、壁、屋根等の改修、畳、ふすま、サッシ等の交換、その他建築設備の新設・改修 など

- ※ただし、次のような工事は**対象になりません**。
 - ・外構設備（門、車庫、物置、カーポート等）の工事
 - ・申請者が直接行う工事
 - ・エアコン、ガスコンロ、照明など、住宅設備機器の設置工事
 - ・カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事
 - ・電話、インターネット等の配線工事
 - ・他の補助対象となった改修工事

※補助の対象となるかどうか不明の場合はお問合せください。



事業の流れ

事業者の見積

申請書の提出

審査・交付決定

工事の実施

実績報告書の提出

審査

補助金の交付

※改修工事は必ず交付決定後に着手してください。
着手後の事後申請はできません。

お問合せ

長野市企画政策部 人口増推進課 移住・定住相談デスク



電話 026-224-7721



FAX 026-224-5103



メール iju@city.nagano.lg.jp

